

令和 4 年 8 月 5 日

三重県知事 様

医療法人の住所 三重県四日市市楠町北五味塚1448番地1
医療法人の名称 医療法人 はまゆうクリニ
理事長 磯野 誠 司
電 話 059 (397) 6868

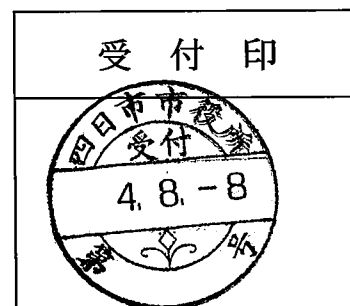
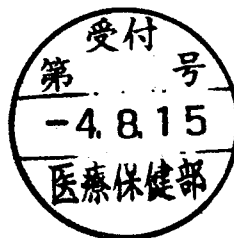


決 算 届

令和3年6月1日から令和4年5月31日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3 年 6 月 1 日 至 令和 4 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 はまゆうクリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市楠町北五味塚1448番地1
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 6 月 27 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 7 月 7 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	磯野 誠 司	はまゆうクリニック診療所管理者
理 事	磯野 万由子	
同	磯野 朱 里	
同	島 地 宏 昌	
監 事	磯野 純 一	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	(医) はまゆうクリニック	三重県四日市市楠町北五味塚1448番地1	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

特になし

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 7 月 27 日 令和 2 年度決算の決定

令和 4 年 5 月 31 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 はまゆうクリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市楠町北五味塚1448番地1

財 産 目 録

(令和 4 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 額	306,535 千円
2. 負 債 額	17,215 千円
3. 純 資 産 額	289,319 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	218,754
B 固 定 資 産	87,780
C 資 産 合 計 (A + B)	306,535
D 負 債 合 計	17,215
E 純 資 産 (C - D)	289,319

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 はまゆうクリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市楠町北五味塚1448番地1

貸借対照表

(令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	218,754	I 流動負債	17,099
II 固定資産	87,780	II 固定負債	116
1 有形固定資産	19,092	負債合計	17,215
2 無形固定資産	154	純資産の部	
3 その他の資産	68,533	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	279,319
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	289,319
資産合計	306,535	負債・純資産合計	306,535

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 はまゆうクリニック
理事長 磯野 誠 司 殿

私は、医療法人はまゆうクリニックの令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 7 月 13 日

医療法人 はまゆうクリニック

監事 磯野 純一

